

障害者に対する各種優遇制度は

1 JR旅客運賃割引

区分	割引乗車券	割引率	取扱区間
第1種身体障害者 第1種知的障害者 (介護者割引あり)	普通乗車券 定期乗車券※ (小児除く) 回数乗車券※ 急行券※	50%	各駅相互間 (ただし、単独で乗車する場合には 片道100Kmを超える区間に限る)
第2種身体障害者 第2種知的障害者 (介護者割引なし)	普通乗車券	50%	各駅相互間 (片道100Kmを超える区間に限る)
12歳未満の 第2種身体障害者 第2種知的障害者	定期乗車券※ (介護者のみ)	50%	各駅相互間

※印=介護者とともに乗車する場合にのみ発売されます。

(乗車券の購入方法等)

- ・第1種身体障害者及び第1種知的障害者が、介護者とともに、片道100Kmまでの区間を乗車する場合には、自動券売機により所要区間の小児乗車券を購入することができます。この場合の改札は、自動改札機ではなく、係員のいる改札口を利用し、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ・その他の場合には、発売窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して割引乗車券を購入できます。

2 航空旅客運賃割引

区分	対象者	手続き
(1) 満12歳以上の第1種身体障害者 (2) 満12歳以上の第1種知的障害者が 介護者と共に利用する場合	本人及び介護者1名	航空券発売窓口に手帳を提示して購入する。
(1) 満12歳以上の第2種身体障害者 (2) 満12歳以上の第2種知的障害者	本人のみ	

(適用区間)

定期航空路線の国内線全区間

※割引率については、各航空会社ごとに異なりますので、各社にそれぞれお問い合わせください。

3 その他の割引

種類	内容	割引率等	身障	療育	精神	手続き ・問い合わせ
有料道路通行料金	身体障害者本人が運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合に、障害者1人につき1台の自動車に対して割引されます。	50%	○	A	—	市町村福祉担当課 あらかじめ、市町村担当窓口に割引制度適用の申請が必要です。
タクシー運賃	手帳所持者が乗車する場合	10%	○	○	—	料金支払の際に、乗務員に手帳を提示。※介護タクシー等の中には割引を受けられないものもありますので、利用の際にご確認ください。
バス運賃 注1	普通運賃 (高速バス含む)	50%※	○※	○※	○(一般路線バスのみ)	手帳を揭示。※介護者にも割引を行っている場合があります。民間会社では割引を行っていない車種や、定期券で割引率が異なる場合がありますので、事前に各社にお問い合わせください。
N H K 放送受信料	障害者がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	○	○	○	市(社会)福祉事務所又は町村の窓口に申請書を提出し、免除事由の証明を受け、証明を受けた申請書をN H Kに提出(郵送)する。 申請書はN H K又は市(社会)福祉事務所又は町村の窓口にあります。
	視覚・聴覚障害者、重度の身体障害者(1級又は2級)、重度の知的障害者、重度の精神障害者が世帯主の場合(世帯主が受信契約者の場合)	半額免除	○	A	1級	
点字郵便物等	盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもので3kg以内のもの	無料	○	—	—	郵便局
	盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で郵便事業株式会社が指定する施設から差し出し又はこれらの施設に差し出す場合					
点字ゆうパック	大型の点字図書等を内容とするゆうパック	通常より安い運賃で利用できます	○	—	—	郵便局
聴覚障害者用ゆうパック	聴覚障害者用のビデオテープを内容とする3kg以内のもので、聴覚障害者福祉施設との間で発受されるゆうパック	通常より安い運賃で利用できます	○	—	—	郵便局
心身障害者ゆうメール	図書館と障害者との間で図書の閲覧のために発受されるゆうメールで3kg以内のもの	50%	○	○	—	郵便局

種類	内容	割引率	身障	療育	精神	手続き ・問い合わせ
NTT番号 案内料	視覚障害 1～6級 肢体不自由（体幹、上肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級、2級 ※事前に登録が必要です。	無 料	○	○	○	NTT営業所、又はフリーダイヤル 0120-104174
仙台市営 地下鉄 (注1)	普通運賃	50%	○	○	○	仙台市交通局総務課022-222-2256にお問い合わせ下さい。
	定期券運賃	定期券の期間により割引率は異なる	○	○	—	
公衆電話の クレジット 通話サービス (H23.3.31 サービス終了)	聴覚障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1～6級の身体障害者手帳所持者	基本料は無料 ※通話料は別途請求	○	—	—	NTTコミュニケーションズ 手続方法は、フリーダイヤル0120-121-444にお問い合わせ下さい。
携帯電話	基本使用料等	50%	○	○	○	基本使用料以外の割引の内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、各契約会社にお問い合わせ下さい。

注1…仙台市では、仙台市民で障害者本人の所得が一定額以下の方に地下鉄及びバス等の利用料金の免除（無料乗車証の交付）を実施しています。また、仙台市以外の市町村においても、割引等を実施しているところがありますので、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

4 各種優遇制度

(1) 定期刊行物の第三種郵便物認可

イ 内容

心身障害者団体が発行する定期刊行物は、郵便事業株式会社の承認を受けることで、第三種郵便物として低廉な料金で送付することができます。

ロ 心身障害者団体の証明

団体の主たる事務所を有する都道府県・指定都市・福祉事務所が行います。

(2) 公営住宅

イ 対象

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者が含まれる世帯。

ロ 窓口

各市町村及び県建築住宅センターに問い合わせください。

(3) 駐車禁止の対象除外

イ 内容

歩行困難と認められる障害者等の方が使用する自動車に対し、駐車禁止除外指定車標章を交付し、公安委員会及び警察署長が道路標識、道路標示により駐車禁止とした道路において、付近に駐車する場所がないなどのやむを得ない場合で、自動車に障害者等の方が現に使用しているとき又は乗車しているときに限り、駐車を認めています。ただし、法定の駐停車・駐車禁止場所については対象外です。

(口) 有効期間 最長3年

(ハ) 手続

障害者等の方御本人の住居地を管轄する警察署交通課に、障害者手帳の写し2部、自動車検査証の写し2部、主に運転する方の免許証の写し2部、印鑑（このほか身体障害の程度により医師の意見書の添付が必要な場合もあります。）を持参し、申請してください。

二 対象

(イ) 身体障害者手帳をお持ちの方で、歩行が困難と認められる方（本人に標章交付となります。）

障害の区分	障害の級別
視覚障害	1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障害	2級及び3級
平衡機能障害	3級
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く） 移動機能 1級及び2級
心臓機能障害	1級及び3級
じん臓機能障害	1級及び3級
呼吸器機能障害	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
小腸機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害	1級及び3級までの各級
肝臓機能障害	1級から3級までの各級

このほか、平衡機能障害5級、下肢不自由3級の2から6級までの各級、脳病変による運動機能障害3級及び4級の方につきましても交付の対象となります。申請の際に、医師から歩行困難の程度を示す「意見書」の添付が必要となります。

(口) 療育手帳Aをお持ちの方（本人に標章交付となります。）

(ハ) 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方（本人に標章交付となります。）

(二) 障害者の方のほか、戦傷病者、紫外線要保護者（色素性乾皮症患者）の方も対象となりますので、詳しくは問い合わせ先にご相談ください。

ホ 問い合わせ先 各警察署交通課

(4) 各種公共施設等の利用料金の割引 以下の県の公共施設等では割引制度が利用できます。

施 設 名	所持者に対する支援	介護者に対する支援		
		身障手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
慶長使節船ミュージアム 〒986-2135 石巻市渡波字大森 30-2 TEL 0225-24-2210	観覧料の免除	1・2級の身障者1人につき1人の観覧料免除	手帳所持者1人につき1人の観覧料免除	1・2級の精神障害者1人につき1人の観覧料免除
蔵王野鳥の森自然観察センター 〒989-0916 刈田郡蔵王町遠刈田温泉字上ノ原162-1 TEL 0224-34-1882	入館料の免除	1・2級の身障者1人につき1人の入館料免除	手帳所持者1人につき1人の入館料免除	1・2級の精神障害者1人につき1人の入館料免除
県立美術館 〒980-0861 仙台市青葉区川内元支倉34-1 TEL 022-221-2111	常設展示観覧料全額免除、特別企画展示観覧料の5割免除	1・2級の身障者1人につき1人にに対して左の扱い	手帳所持者1人につき1人にに対して左の扱い	手帳所持者1人につき1人にに対して左の扱い
東北歴史博物館 〒985-0862 多賀城市高崎一丁目22-1 TEL 022-368-0101	常設展示観覧料全額免除、特別展示観覧料の5割免除	1・2級の身障者1人につき1人にに対しての扱い	手帳所持者1人につき1人にに対して左の扱い	1・2級の精神障害者1人につき1人にに対して左の扱い

このほか、市町村においても割引等を実施している施設等がありますので、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

[問い合わせ先]

県各保健所及び同支所

県精神保健福祉センター 電話番号 (0229) 23-0021

県障害福祉課 電話番号 (022) 211-2538

各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課